

# 未組織・非正規労働者の労働相談の現場から

## ～NPO法人ユニオンサポートセンターの取り組み～

2009. 11. 3

長野県・松本地区労働組合会議

事務局長 荒井 宏行

### 1. NPO法人ユニオンサポートセンターの経過について

2002. 10. 12 労組会議第51回定期大会で、相談センター設立を決定  
12. 4 市民生活・労働相談センター（ユニオンサポートセンター）設立総会／運営要綱・役員を確認
2003. 9. 20 法律相談開始（毎月第3土曜日）
2004. 7. 1 厚労省地域雇用創出支援事業を受託（下半期179万円）  
専任相談員を雇用  
8. 27 NPO法人ユニオンサポートセンター設立総会
2005. 3. 18 長野県からNPO法人の認証を受ける  
4. 1 松本市労働相談支援事業を受託（年179万円）  
専任相談員（2名）を雇用  
松本市勤労会館内に相談室を新設
2006. 6. 30 事例報告書を発行  
8. 15 ホームページ開設 <http://www.usc.or.jp/>
2007. 4. 1 松本市労働相談事業（年220万円）へ増額
2009. 4. 1 塩尻市労働相談事業を受託（月1回の出張相談）

### 2. NPO法人ユニオンサポートセンターの事業について

#### (1) 定款に定めるNPO活動の種類（第4条）

- ①人権擁護又は平和の推進の推進を図る活動
- ②職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ③消費者の保護を図る活動
- ④その他上記に関する事業の実施

#### (2) 定款に定める事業（第5条）

- ①労働問題、消費・家庭・都市生活全般、人権、環境、靈感商法などに関する各種相談事業の実施
- ②専門的資格者による法律相談事業の実施
- ③労働法、サラ金、年金などに関する啓発事業の実施
- ④産業カウンセラー育成事業の実施
- ⑤労働組合育成事業
- ⑥労使交渉に関する事業
- ⑦長野県、松本市、労働基準監督など行政との連携
- ⑧その他

### 3. 理事会および事務局構成

- (1) 理事会：松本地区労働組合の役員、労金および全労済の理事、社会保険労務士、弁護士、松本市議会議員などで構成。

- (2) 役員・事務局体制：理事長（労組会議OB）専務理事（労組会議事務局長）専任相談員1名（社会保険労務士）特別相談員（松本市役所OB）
- (3) 法律顧問（2009年4月現在）：弁護士6名、司法書士4名、社会保険労務士2名

#### 4. 相談件数と内容

##### (1) 2008年度の状況

種別	新規相談件数	継続相談件数	延べ相談件数	参考:07年度新規件数
労使関係	186	2537	2723	117
金銭関係	124	265	389	146
不動産関係	32	104	136	24
家庭関係	98	206	304	68
その他	24	135	159	28
計	464	3247	3711	383

##### (2) 労使関係の内訳（2008年度新規相談186件）

労働契約変更（25）賃金（23）労働時間（3）休日・休暇（4）労働災害（5）  
 休職・休業（2）異動・出向（2）退職（18）解雇・雇い止め（49）ハラスメント（25）  
 メンタル（2）労働組合結成（2）保険・年金（9）求償（5）その他（12）

#### 5. 特徴的な相談について

- (1) セブンイレブン店長の労組結成と管理監督者訴訟
- (2) 日研総業アズミ村田製作所派遣切り賃金交渉
- (3) パート労働者の相談（特に中高年者）
- (4) 生活保護申請の相談
- (5) 介護・医療職場の相談
- (6) 労働審判事件をあつかった件数は、これまでに9件（内、労組が代理人1件）

#### 6. 松本市（行政）に対して求めていること

- (1) 失業対策事業の実施
- (2) ワンストップサービスの実施
- (3) ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出基金事業の弾力的運用
- (4) 公契約入札の改善

#### 7. 相談から見える課題と問題点

- (1) 正社員の仕事（採用）がないこと。
- (2) 雇用のミスマッチ
  - ① 非正規でも、経験が求められること。
  - ② 求人のある介護職場でも非正規採用であること。
  - ③ 職業訓練を受けても仕事がないこと。
- (3) 正規労働者の残業規制、法令遵守と残業規制の徹底で、新たな雇用が創出される。
- (4) 職業訓練と雇用は行政の責任でなければならない。
- (5) メンタルな相談事例が増えている。
- (6) 労使関係の破壊が家庭破壊に連鎖反応を起こしている（離婚相談の増加は何を意味するか）